

第5期津奈木町障がい者計画

第7期津奈木町障がい福祉計画

第3期津奈木町障がい児福祉計画

概要版



令和6年3月

熊本県 津奈木町

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 26 年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和 5 年 3 月に、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第 5 次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成 28 年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和 3 年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和 3 年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和 4 年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和 6 年度以降、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

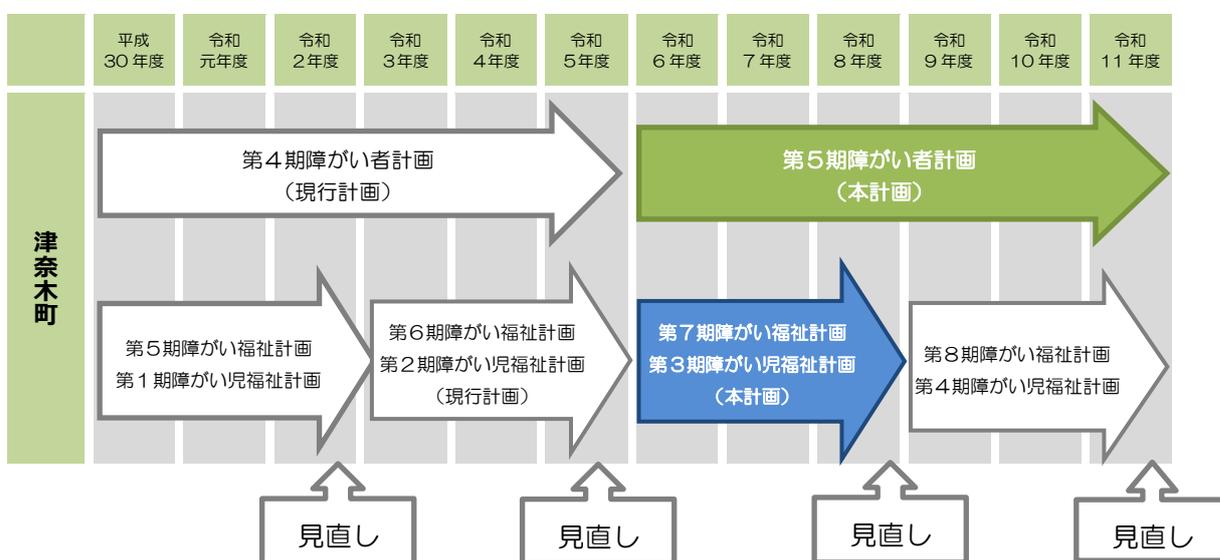
本町においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本町の障がい者等の実態やニーズに即した施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「第 5 期津奈木町障がい者計画、第 7 期津奈木町障がい福祉計画及び第 3 期津奈木町障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の期間

「第 5 期津奈木町障がい者計画」の計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

「第 7 期津奈木町障がい福祉計画及び第 3 期津奈木町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

ただし、障がい者等のニーズや障がい福祉を取り巻く環境、社会情勢の急激な変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



3 第5期津奈木町障がい者計画

本計画では、本町のまちづくりのメインテーマである「人と自然、アートがつなぐ 希望をもって住めるまち」の実現のため、障がいのある人もない人も、すべての方が地域で生き生きと自立した生活が送れるよう、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支えあう地域福祉の推進をめざし、この計画の基本理念を『地域でいきいきと暮らせるよう 共に支えあうまちづくり』とします。

障がい者はもとより、その家族をはじめ、地域住民の方や関係機関等と協働・連携して障がい者が地域で生活する上でのさまざまな課題解決に取り組み、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、各種施策の推進を図ります。

【 基本理念 】

地域でいきいきと暮らせるよう 共に支えあうまちづくり

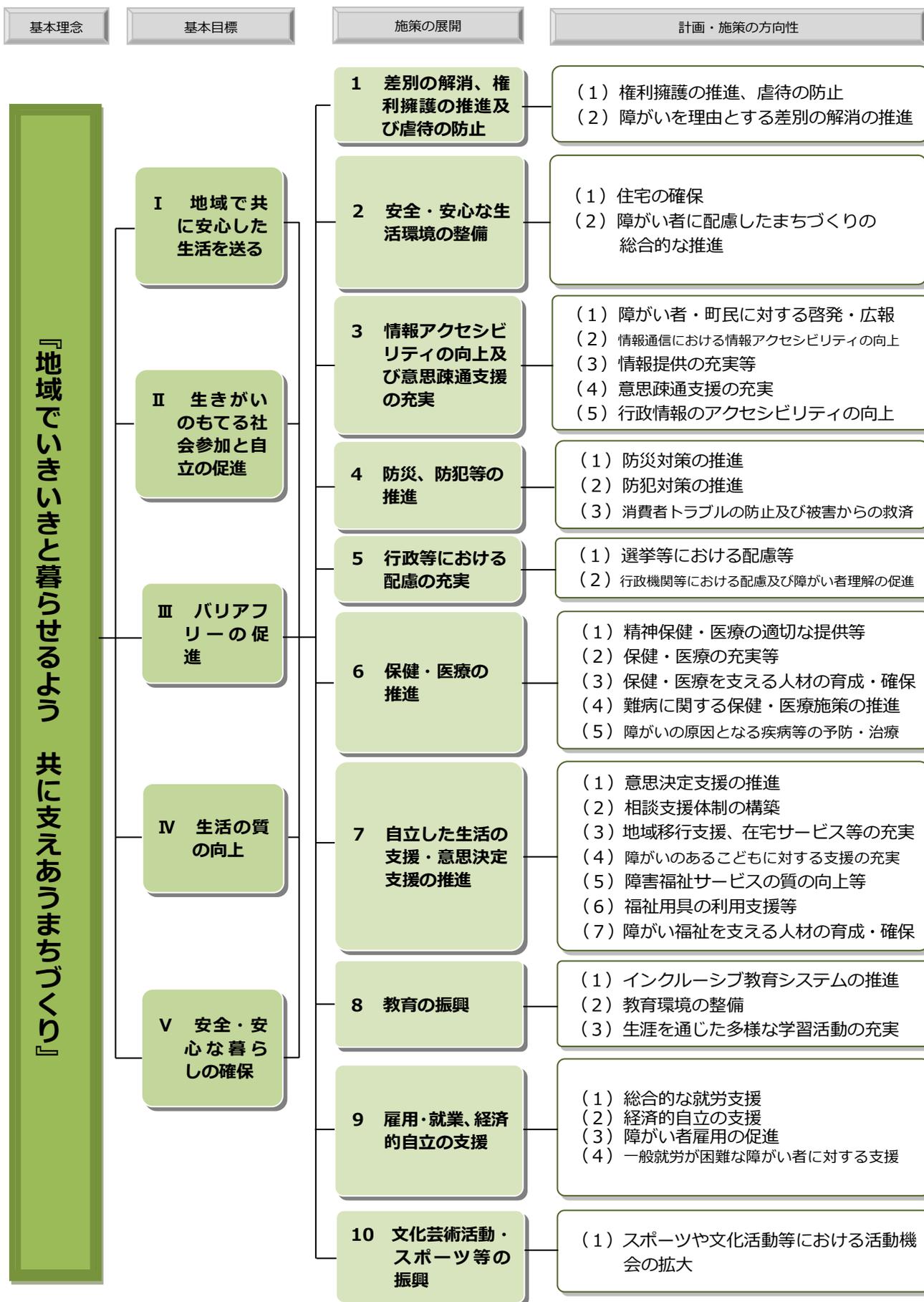
【 計画の目標 】

本町ではこれまで、「地域でともに生活するために」、「生きがいのもてる社会参加と自立の促進に向けて」、「バリアフリーの促進に向けて」、「生活の質の向上に向けて」、「安全・安心な暮らしの確保に向けて」の5つを障がい者施策の基本的目標とし、障がい者等が地域の一員として喜びと生きがいに満ちた自立的な暮らしができる、共に支えあうまちを目指し、各施策を推進してきました。

本計画では、第4期計画施策の基本的目標を継続して施策の更なる推進を図ります。

- 1 地域で共に安心した生活を送る
- 2 生きがいのもてる社会参加と自立の促進
- 3 バリアフリーの促進
- 4 生活の質の向上
- 5 安全・安心な暮らしの確保

4 施策の体系図



5 第7期津奈木町障がい福祉計画 第3期津奈木町障がい児福祉計画

(1) 基本理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本理念とします。

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着

(2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援の見込量 ※抜粋になります。

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本町の実情を踏まえて設定します

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。

訪問系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数（人/月）	2	2	2
重度訪問介護	利用者数（人/月）	1	1	1
同行援護	利用者数（人/月）	0	0	0
行動援護	利用者数（人/月）	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0

②日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上のために支援が必要な訓練等を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
就労継続支援 B 型	一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所（福祉型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
短期入所（医療型）	

日中活動系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数（人/月）	25	25	25

日中活動系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	1	1	1
就労選択支援	利用者数（人/月）	0	0	0
就労移行支援	利用者数（人/月）	0	0	0
就労継続支援 A 型	利用者数（人/月）	8	8	8
就労継続支援 B 型	利用者数（人/月）	25	25	25
就労定着支援	利用者数（人/月）	0	0	2
療養介護	利用者数（人/月）	5	5	5
短期入所（福祉型）	利用者数（人/月）	1	1	1
短期入所（医療型）	利用者数（人/月）	1	1	1

③居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

居住系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	1	1	1
共同生活援助	利用者数（人/月）	9	10	11
施設入所支援	利用者数（人/月）	11	11	10

④相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

相談支援		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	11	11	12
地域移行支援	利用者数（人/月）	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人/月）	1	1	1

⑤障害児通所支援等

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
放課後等デイサービス	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う
障害児相談支援	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

障害児通所支援等		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	10	10	10
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	25	25	25
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	1	1	1
障害児相談支援	利用者数（人/月）	5	5	5

- 発行年月日 令和6年3月
- 発行 熊本県 津奈木町
- 編集 津奈木町 ほけん福祉課
〒869-5692
熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地
TEL : 0966-78-5555